

いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について

〔防衛庁関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
7 1	日々命令 「独立山砲兵第3連隊本部陣中日誌 (乙) (昭和16.4)」	16.4.9	高森部隊長	高森部隊	部隊における特殊慰安所業務規定の改正。 利用時間及び利用料金の改正。
7 2	日々命令 「独立山砲兵第3連隊陣中日誌 (昭和14.1-4)」	14.1.7	不 明	不 明	別紙のとおり慰安所監督将校を差し出すべし。
7 3	副官会同席上 意見、質疑及び回答 「陸支密大日記第39号陸軍省 (昭和17年)」	17.9	支那派遣軍総参謀長	陸軍省副官	慰安施設の少ない上海地区に増設の考慮を要望。 上海地区の慰安施設として特殊慰安所16ヶ所、酌婦数 140名。
7 4	慰安所開業に伴う会報 「独立守備歩兵第35大隊陣中日誌 (昭和18.1-2)」	18.2.13	独立守備歩兵 第35大隊	所属部員	下士官及び兵用の第3慰安所を2月14日から開業。 14日以降、慰安所料金(30分)は、下士官2円、兵1円50銭と定める。 フィリピン島人慰安所の料金に関しては従前通りとす。
7 5	電報照会 「父島要塞司令部参謀部陣中日誌 (昭和17.1-12)」	17.4.11 17.4.14 17.4.16	東部軍参謀部 父島要塞 東部軍副官	父島要塞 東部軍 父島要塞	東軍参電第93号：準備完了した慰安婦を何日頃出発させて可なりや。 父要参電第115号：設備完了次第報告、5月中旬の予定。 父要参電第117号：業者用建物完成は5月末日の予定。業者の世帯数、総人数を家族と慰安婦に区分して承知したい。 東部副電第135号：特殊飲食店は15名宛2件の予定。
7 6	慰安婦営業開始に伴う会報 「野戦高射砲第45大隊第1中隊陣中日誌 (昭和17.5)」	17.5.16	不 明	不 明	5月16日14時より日本慰安婦営業を開始す。 南慰安所 13名 第2将校倶楽部 10名 値段 兵 1時間2円 他は従前通り。 第2将校倶楽部のサービス料は玉代の半分とする。日本人 30分1円 現住民 30分 50銭 慰安所に於いて経営者の規定通り料金を支払わざる者あり、今後、違反者は処罰せらるるに付き注意ありたし。
7 7	南警備隊会報 「歩兵第11連隊第3中隊陣中日誌 (昭和17.4)」	17.4.24	セレンバン警備 隊本部	警備隊員	切符を購入せず慰安することのないように注意を喚起。 各隊の巡察将校は違反者を発見した場合、速やかに報告のこと。
7 8	大隊日々命令 「歩兵第11連隊第1大隊砲小隊陣中日誌第5号 (昭和17.3)」	17.3.20 17.3.27	歩兵第11連隊第 1大隊 な し	不 明 な し	大隊砲小隊の慰安所使用配当日は毎週金曜日とする。 金曜日に大隊砲小隊37名が慰安所等に至り、全員異常なく帰隊。
7 9	大隊日々命令 「歩兵第11第1大隊砲小隊陣中日誌 第6号 (昭和17.4)」	17.4.3 17.4.5	な し な し	な し な し	11時から35名マラッカ市内娯楽場及び慰安所に外出し、19時異常なく帰隊。 3日金曜日(小隊休務日)に於ける勤務者6名が慰安所等に外出し、異常なく帰隊。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
80	南警備隊会報 「歩兵第11連隊第7中隊陣中日誌第5号(昭和17.3)」	17.3.23	南警備隊長	南警備隊員	兵站指定慰安所以外の私娼家屋への立入り厳禁。
81	クワラピラ・バハウ駐留規定	17.4.25	クワラピラ警備隊長	クワラピラ警備隊	外出者は当分の間、町内に於ける飲酒食を厳禁する。ただし、慰安所内にある飲食店の飲食は、此の限りにあらず。
82	日誌中の記事 「歩兵第11連隊第7中隊陣中日誌第6号(昭和17.4)」	17.4.3	なし	なし	本日より慰安所開設、午後一般に休養。
83	第25軍情報記録(第68号) 「第25軍情報記録 富集団司令部(昭和17.7)」	17.8.25	富集団司令部 (第25軍司令部)	不明	在住邦人の教育程度として次表の如くして、無学 167名、職業別は慰安婦 194名を最高とするは注意を要す。
84	無形戦力軍紀関係資料第5号 支那事変に於ける軍紀風紀の見地より観察せる性病について 「支那事変の経験に基づく無形戦力軍紀風紀関係資料(案)」	15.11	大本営陸軍研究班	なし	蘇州陸軍病院他の提示した性病者についての統計資料を編集したもの。受病者数については、相手国籍別(日本、朝鮮、支那等)の統計あり。
85	軍政規集 昭和18年11月11日 第3号 馬來軍政監部 「軍政部内処諸規定部内関係書類綴(昭和18.6-19.6)」	18.11.11	馬來軍政監部	なし	・慰安所施設及び旅館営業取締規定(馬來監達第28号) 慰安施設の区分、位置及び地方担当事項について規定。 ・慰安所施設及び旅館営業遵守規則(馬來監達第29号) 地方長官の認可事項、健康診断等受診、収支計算書の提出、別冊で稼業婦の範囲等について規定。
86	軍政月報 馬來軍政監部	19.2.29	馬來軍政監部	所要の関係機関	昭和19年2月分衛生サックの配給状況 軍専用特殊慰安所料理店倶楽部用1ヶ月分として 衛生サック 75,000個 過マンガン酸加里 7匁 を各州市向に慰安婦数に応じて配給す。 尚今後毎月引続き補給の予定なり。
87	陣中日誌中における会報「野戦高射砲第45大隊第1中隊陣中日誌」	17.4.3			慰安所開設に伴う心得 (2) 明日より慰安所を開設せらるるに付左記の通り心得たし 左記 1. 場所 南兵営歩兵第47連隊東側 2. 価格 将校 1時間 2円 等 3. 慰門安公娼総計目下40名を左記布片を以て衛生状態を区分す 白 許可済なるも衛生具使用のこと 桃 要注意 赤 不許可 有毒患者 4、5. (略) 6. 慰安場使用時間 兵 自9時至16時 下士官 自16.00 至21.00

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
	陣中日誌中における会報「野戦高射砲第45大隊第1中隊陣中日誌」	17.5.14		所属隊員	慰安所の一時閉鎖等に伴う注意事項 4. 5月14日15日両日南慰安所は閉鎖されるに付立入らざる様せられたし 5. 南北両慰安所の有毒婦を上野駅南地区に収容せられたるに付き絶対に立入らざる様せられたし
88	「タクバロン憲兵分隊作命綴」	19.3.17 19.1.10	独立混成第33旅団長 第6550部隊参謀長	第4野戦病院長 各隷下部隊	独立混成第33旅団命令 タクバロン宿営地に於ける衛生施設等に関する指導監督に第4野戦病院長を任ずる件 1. 第4野戦病院長は「タクバロン」宿営地に於ける陸軍指定の飲食店、同慰安所の衛生に関する指導監督に任ずる…(略) 垣サレ参甲第2号 師団長「レイテ」島警備地区巡視の件 「レイテ」島警備地区巡視の際の別紙「巡視経路要図」に慰安所の記載
89	独立攻城重砲第2大隊第2中隊陣中日誌	13.1.26	バヨンボン憲兵分隊		警備隊会報事項 (中略) 第4野戦病院 …(中略)… 2 兵站娼婦中検査に合格せるものは合格票(木札)を持せしむるに付注意すへし
90	バヨンボン憲兵分隊警務関係起案綴	19.	南支派遣軍軍医部		陸軍軍人の非行の概要 陸軍軍人軍属非行表(10月) 外出先に於いて飲酒酩酊の上慰安所に登楼、某女の部屋に入らんとせる際、慰安婦之を嫌忌し逃避せるため…(略) 陸軍軍人軍属非行表(11月) 十数回にわたり、無断外出し慰安所に出入中に性病に感染…(略)
91	昭和14年8月第2旬「衛生旬報」 「昭和15年 陸支密大日記 第1号 2/3 陸軍省」	14.8.			二. 旬間処置せる主要事項 3. 16日花柳病予防の徹底を期すべく南支参通丁103号(別紙第4)により軍慰安所以外の接客業者取締に関し…(略) 別紙第4 南支参通丁103号 軍慰安所以外の接客業者取締に関する件通牒…(中略)… 首題の件に関し別紙要領に依り実施せられと依命通牒す 別紙 軍慰安所以外の邦人接客業者に対する取締要領 第1 軍慰安所以外の邦人接客業に対する取締…(略)
92	香港の警備並び軍政実施に関する香港占領地総督第2遣支艦隊司令長官間協定覚書 「昭和17年 陸支密大日記 第19号 2/3 陸軍省」	17.5.4	香港占領地総督及び第2遣支艦隊司令長官		海軍司令長官から香港占領地総督への管理移管事項 (ヌ) 海軍会館(旧英京飯店) 海軍将校倶楽部(六国飯店) 海軍慰安所(4軒)…(中略)… 時機に移管のこととす
93	電報 「昭和17年 陸支密大日記 第55号 2/3 陸軍省」	17.	次 官 波集団参謀長	波集団参謀長 南方軍総参謀長 次 官	渡航手続きに関する件 1. 軍酒保要員並慰安婦に対する渡航手続きは 昭和17年4月23日陸支密第1283一の「と」により処理せらるべきものなり 尚慰安婦は既に南方地域に於いては飽和状況なる由に付為念邦人の南方渡航統制に関しては…(中略)… 左記項目の通疑義の点之あるに付御図示相成度左記 1. 軍酒保要員並に慰安婦に対する正式渡航手続を如何にするや

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
94	第3兵站部向井支部陣中日誌	13.7.1	第3兵站部隊向井支部	なし	錫山宣撫班からの慰安所設置申請に対する警備隊長の許可。
95	独立攻城重砲第2大隊第2中隊陣中日誌	13.2.24 13.3.3	第2中隊	所属隊員	慰安所使用時間の変更。 (下士官「午前10時-11時」、兵「午後3時-4時」)
96	独立山砲兵第3連隊陣中日誌	20.1.15	師団副官部	なし	慰安所の利用について口達、その他隷下部隊長から慰安婦の増加について要望。
97	第108師団第4野戦病院業務詳報	14.6.12	北警備隊	隷下部隊	花柳病予防のため毎週1回接客業婦の検査実施、不合格者は入院させ憲兵監督。
98	第14師団衛生隊陣中日誌 4号 8号 10号 14号 16号 17号	13.4 13.11.8 14.1.23 14.5.13 14.7.31 14.8.11	第14師団衛生隊 第14師団衛生隊 第3中隊 第3中隊 第3中隊 第3中隊	所属隊員 所属隊員 所属隊員 所属隊員 なし	「支那妓女の検査の成績を見るに殆ど有毒なるにより支那妓楼出に出入りせざること。 芸娼妓玉代指定(兵2円、下士官3円、准士官以上4円)、酒類販売禁止、防毒の完全実施の示達。 支那人接客婦は有毒者多き故に支那人料理店への立入り禁止。 支那人密淫売業者経営店各所に点在するも猛烈なる性病患者のため立入絶対禁止。 衛生部は爾今接客婦衛生検査を別紙担当区分表(欠)により実施すべし。 接客婦の治療担当者として軍医中尉1及び兵1を指名。
99	陸支普大日記 6号 7号 9号 10号 13号	16.12.27 17.1.30 17.3.18 17.3.30 17.3.30 17.3.10 17.4.7 17.3.9 17.3.27 17.4.26 17.5.3 17.5.5 17.4.28 17.10.5	支那派遣軍総司令官 支那派遣軍総司令官 第13師団長 第11軍司令官 支那派遣軍総司令官 第116師団長 支那派遣軍総司令官 第37師団長 第22師団長 第58師団長 中支軍派遣憲兵隊司令官 第32師団長 第39師団長 第3飛行師団長	陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 なし 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣 なし 陸軍大臣 陸軍大臣 陸軍大臣	慰安所に於ける軍人同志の傷害事件、その他窃盗、酌婦に対する殴打暴行事件に関する報告。 慰安所に於ける上官暴行脅迫及び情婦に対する花代詐取に関する報告。 慰安婦との同棲を約束した陸軍1等兵が嫉妬興奮により慰安婦を傷害し自殺した事件に関する報告。 衛生軍曹が衛生材料等を横領し馴染慰安婦に与えていた事件に関する報告。 慰安所内における陸軍軍曹の拳銃暴発の事件に関する報告。 慰安所遊興費に窮した陸軍曹長の詐欺事件に関する報告。 慰安所に於ける陸軍兵長の上官暴行脅迫に関する報告。 慰安婦に対する陸軍軍曹の誤解による暴行脅迫事件に関する報告 婦隊時期を逸して慰安所から逃亡した事件に関する報告。 慰安所での飲酒後、内務班にて実砲4発を発射した陸軍1等兵に関する報告。 飲酒酩酊無断外出し、慰安婦の面前で叱責されたのに激昂し小隊長に暴行した陸軍下士官に関する報告。 娼妓の廃業に要する金銭のため収賄した陸軍主計中尉に対する軍法会議の判決文の報告。 酌婦、慰安婦に対する軍人軍属の非行に関する概要報告。 慰安所閉店のため民間人を脅迫姦淫した後自殺した陸軍曹長に関する報告。
100	タクロバン憲兵分隊警務関係参考綴	18.10.4	マニラ憲兵分隊長	隷下部隊	憲兵の巡察計画表の立寄先として「慰安所」が記載されている。
101	タクロバン憲兵分隊発來翰綴	17.11.24	渡集団参謀部	隷下部隊	「慰安所の取締りに関する規定の必要性及び料金の公定に関しては軍の許可制とするを要する」との記事あり。
102	タクロバン憲兵分隊雑綴	18.8.3	奥田兵長	分隊長	タクロバン慰安所のフィリピン人慰安婦が金銭を軍人に盗まれた事件に関する報告。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
103	イロイロ派遣憲兵隊警務書類綴	17. 6. 25	イロイロ派遣憲兵隊長	第1野戦憲兵隊長	「寄港、駐留部隊の軍紀風紀の取締りのため「慰安所」の視察を行う」との記事あり。
104	歩兵第11連隊第1大隊砲小隊陣中日記	17. 9. 8	小隊長	所属隊員	「マラッカ」軍人倶楽部（倫敦慰安所）閉業に関する会報。
105	要塞建築勤務第6中隊陣中日誌 第2号	19. 5. 24	第6中隊長	なし	5月26日伊江島で慰安所建築に52名が従事。 5月31日伊江島で慰安所建築に53名が従事。
106	独立守備歩兵第35大隊陣中日誌	17. 10. 5 18. 2. 13	独立守備歩兵第 35大隊	隷下部隊	吉江部隊の慰安所使用日割表。 「14日より下士官及兵用として柵慰安所を開業せしむ。料金下士官2円、兵1円50銭」等の記述あり。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	著 者	地 位	地 域	記 述 の 概 要
107	金原節三業務日誌摘録	14.4.5 16.7.26 17.8.12 17.9.3 18.1.7	金原 節三	陸軍省医務局 医事課長		<p>○昭和14年4月5日に行われた医務局課長会報 軍医部長報告 性病予防等のため兵100人につき1名の割合で慰安隊を輸入す 、1、400-1、600名。治療は博愛病院にて行いその費用 は楼主これを負担す。検徴は週2回。</p> <p>○昭和16年7月26日 深田軍医少佐蘭印衛生状況視察報告 蘭印作戦に伴う衛生上の着眼点として 多く回教徒にて一夫多妻の点もあるも貞操感も強し、かりそめにも 強姦等を行い日本軍紀に不信を抱くことのなき様嚴重注意の要 あり。 一方現住民は生活難のため売淫するもの多し。 バンドンその他性病多きをもって村長に割当て嚴重なる検徴の下 に慰安所を設くる要あり。</p> <p>○昭和17年8月12日に行われた局長会報 法務局長の発言として 南方の犯罪610件。強姦罪多し。シナよりの転用部隊に多し慰 安設備不十分。監視監督不十分に起因す。拘禁所には何処も20 0名宛収容しあるが、何れも3、4名の法務官が処理しあり。</p> <p>○昭和17年9月3日に行われた課長会報 恩賞課長の発言として 将校以下の慰安施設を次の通り作りたり。 北支 100カ所、中支 140カ所、南支40カ所、南方 100カ所、 南海10カ所、樺太10カ所、計 400カ所。</p> <p>○昭和18年1月7日に行われた課長会報 恩賞課長の発言として 慰安施設を数多く設けたるが内地輸入のものは評判悪し。現地養 成のもの評判良し。</p>

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	著 者	地 位	地 域	記 述 の 概 要
		17.12.22				○昭和17年12月22日に行われた医務局会報 安田中佐ビルマ方面視察報告 性病予防撲滅対策。既実施の原因調査は判断材料とならず。在郷軍人軍属 2,000名内外中約1%と見込みあり。将来逐次増加する傾向にあり。この際根本策を樹つる要あるを以つて着々その準備を進めあり。慰安所を拡張せしむる機運あり。幹部の自粛自戒が行われず。予防具予防薬共に尠し。各人携行に改め民需用も増加する如く計画中。昭南、1日5万、爪哇1日7万の予防具を使用す。予防薬は爪哇1日5万ケ。錫鉛は現地でも十分補給し得るも主薬が欠乏す。密淫者の検徴強化研究中。患者の治療は中途半端に流れ易きを以つて徹底的に行う要あり。これがため性病特殊病院を作り重点的徹底的に治療すると共に在隊患者のため外来治療を実施しその適切なる治療指導を行う
108	西浦進回想録（越し方の山々）	12.	西浦 進	陸軍大佐	中 央	支那事變の初め、慰安所が初めて設けられる事になった。中央に於ける担任課はどこかという事で一議論あった。軍紀風紀という点から言えば兵務課、衛生という点から言えば衛生課、恤兵なれば恤兵部、何れにも属せざる事項とすれば官房、というので大分議論あったが、結局恤兵部あたりで内地の仕事はすることに決めた。
109	北千島回顧 別所二郎蔵日記	20.8.	別所 二郎蔵	会社員	北千島	漁業会社として取りあえず最も急がれたのは約500名の女子従業員と約50名の軍慰安婦（会社経営）の送還であり、独航船（30トン級）によって早急に実施する計画が定められたが、……師団側の許可がとれず……砲火の一応終息した19日かねて計画の通り全員独航船に分乗脱出した。
110	今村均大将回想録	15.2.	今村 均	陸軍大将	南 支	第22軍の管理部長の話 話は下がりますが、きょう自動車で15名ほどの抱え主につれられ、150名程の慰安婦が到着し、軍管理部で、家屋の都合はつけました。全部を南寧に留めてよいか、近衛部隊は南寧から8kmも離れた部落におりますので、そちらに何名程移らせたらいいか、ご決定を願ひ、その方の設備は、桜田旅団でやっていただきたいと存じております。 右の日から10日程たち、憲兵隊が、各部隊の南寧慰安所使用状況を一表にして、参考のためといい、各隊に配布してきた。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	著 者	地 位	地 域	記 述 の 概 要
111	花柳病の積極的予防法	14.6.26	麻生 徹男	第11軍第14兵站 病院陸軍軍医少尉	中 支	第11軍の軍医会同にて発表された論文であり、娼婦からの花柳病感染の深刻さを指摘し、娼婦の軍による統制、花柳病予防のための対策を提言する内容 「昨年1月小官上海郊外勤務中、一日命令により、新に奥地へ進出する娼婦の検徴を行いたり。この時の被検者は半島婦人80名、内地婦人20余名にして……(中略)……半島人の若年齢かつ初心なる者多きと興味ある対象をなせり。そは後者の内には今次事変に際し応募せし、未教育補充とも言うべきが交りおりしたためならん」との記述あり。
112	真田讓一郎少将日記 (自昭14.10.25 至昭15.3)	17.6.1	真田 讓一郎	陸軍少将		「連隊副官へ 1. 戸崎中尉、橋梁(慰安所付近)修理の件 2. 慰安所携行の件」との記述あり。
113	二見秋三郎少将日記 (自昭和17.1.1至同12.31)		二見 秋三郎	陸軍少将		「久しぶり女の顔を見る P総上げ 清駒来室」との記述あり。
114	参謀本部第1部長田中新一 中将業務日誌 7分冊の3 (昭和17.4.26 ~17.5.6)		田中 新一	参謀本部第1部 長陸軍中将		「(d)衣食住、慰安、衛生施設の改善(休暇等も)」との記述あり。
115	山本努第5師団長日記 その1 (昭和17.3.19 ~18.5.31)		山本 努	第5師団長		「3. 慰安の施設 之等は他の施設に先行して実行せらるるを要す 一般の慰安施設の中を引くに拘らず病院の之等の点に関し軍医のみに委するは適當ならず」との記述あり。
116	ビルマ・イラワジの誓	19.7	八江 正吉		南 西	川岸には半島出身の慰安婦達が、おびえた声でひしめいているのが哀れであった。
117	戸倉中佐陣中日誌	19.1~2	戸倉	中佐	南 西	2月16日 チバ村へ行き慰安所視察。 1月22日 県知事来隊慰安所等の件出る。

	事件	被告人	判決事実の概要
1	ジャワ島セラマン所在の慰安所関係の事件 (1)1947年11月22日付け臨時軍法会議付託決定書に基づくもの (2)1948年12月14日付け臨時軍法会議付託決定書に基づくもの	(1)事件について（合計8名） 陸軍軍人4名（A～D） 陸軍に雇われた民間人4名（E～H） (2)事件について（1名） 陸軍軍人1名（I）	A（元陸軍大佐）；兵站関係担当将校として、ジャワ島セラマンほかの抑留所に収容中であったオランダ人女性らを慰安婦として使う計画の立案と実現に協力したものであるが、慰安所開設後（1944年2月末ころ）、女性らが同意の上抑留所を出て自発的に慰安所で働くという軍本部の許可条件が満たされていないことを知り得たのに、その監督を怠り、同年4月ころ、事態を知った軍本部が慰安所閉鎖を命じるまでの間、部下の軍人又は民間人が慰安所で女性に売春を強要するなどの戦争犯罪行為を行うことを黙認した。（判決・有期刑15年） B（元陸軍少佐）；兵站関係担当将校として、上記慰安所開設許可を軍本部に申請したものであるが、慰安所開設の際（1944年2月末ころ）、軍本部の上記許可条件を満たしていないことを知っており、女性の全員又は多くが強制なしには売春に応じないであろうことを察知し得たにもかかわらず、監督を怠った事実、及び、慰安所で女性を脅して売春を強制するなどし、また部下の軍人又は民間人がそのような戦争犯罪行為を行うことを知り、又は知り得たのにそれを黙認した。（判決・死刑） C（元陸軍少佐）；1944年2月末ころから同年4月までの間、部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した。（判決・有期刑10年） D（元陸軍大尉）；1944年2月末ころから同年4月までの間、上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、また部下の軍人や民間人のそのような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した。（判決・有期刑2年） E；（民間人）；1944年2、3、4月ころ、それぞれセラマン所在の慰安所を経営し、上記女性約7名ないし11名に対し、脅すなどして売春を強制した。（判決・有期刑20年） F（民間人）；判決事実はEと同様（判決・有期刑10年） G（民間人）； “ （判決・有期刑15年） H（民間人）； “ （判決・有期刑7年） I（元陸軍中将）；上記慰安所の開設許可を軍本部から得よう部下に命じたものであるが、部下の軍人又は民間人が、上記軍本部の許可条件を満たさないのに女性らを抑留所から慰安所に連行して、軍本部からの命令により慰安所が閉鎖されるまでの1944年3、4月ころ、女性に売春を強制するなどの戦争犯罪行為を行ったことに関し、そのような部下の行為を知り又は察知し得たのであるからこれを未然に防ぐか止めさせるべきであったのに、監督を怠り、必要な措置及び命令を怠ってこれを黙認した。（判決・有期刑12年）
2	ジャワ島バダビア所在の慰安所関係の事件 1946年9月28日付臨時軍法会議付託決定書に基づくもの	慰安所経営者であった民間人1名	1943年9月から1945年9月頃までの間、ジャワ島バダビアにおいて、民間人のために設立された慰安所を経営し、同施設において売春させるための女性を募集し又は募集させ、応募してきた女性が辞めたがった場合には直接あるいは間接的に脅迫し、自由に辞めることができないようにして、売春を強制し、その自由を奪った。（判決・有期刑10年）

※ 1の(1)でその他陸軍軍人4名が、「抑留者の衛生環境面での不法な取扱い」等の事実で併合して起訴され、2名に対し有罪、2名に対し無罪の判決が言い渡されている。

〔外務省関係〕

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
10-8	渡支取締方の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に関する 拓務省報告（第1巻）」	14. 3. 2	台北州知事	警務局長 総督官房外務部 長 各州知事庁長 各郡守警察署長	昭和14年1月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人59、朝鮮人8、本島人8、計75の記述がある。
10-9	同 上	14. 5. 21	同 上	同 上	昭和14年4月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、上海方面に内地人2、計2、南支方面に内地人23、朝鮮人5、本島人3、計31の記述がある。
10-10	同 上	14. 8. 16	同 上	同 上	昭和14年7月中に「慰安所関係」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として、南支方面に内地人16、朝鮮人22、本島人3、計41の記述がある。
12-7	渡支取締に関する件 「同 上」	14. 5. 12	高雄州知事	台湾総督 各郡守警察署長	昭和14年4月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人2、朝鮮人12、計14の記述がある。
12-8	同 上	14. 6. 13	同 上	同 上	昭和14年5月分の渡航目的調査表の中に、「軍慰安所関係」として南支方面に内地人7、朝鮮人1、本島人1、計9の記述がある。
13-2	同 上	14. 9. 6	台南州知事	台湾総督官房 外務部長	昭和14年7月分の渡航目的調査表の中に「慰安所経営」として北支方面朝鮮人1、計1、南支方面朝鮮人11、計11の記述がある。
14-5	同 上	13. 12. 14	新竹州知事	台湾総督 各州知事庁長 総督官房外務部 長	昭和13年11月中に「軍慰安所の酌婦及び雇人」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として上海方面に内地人4、計4、南支方面に内地人15、朝鮮人29、本島人1、計45の記述、「軍慰安所経営」として上海方面に内地人2、計2の記述がある。
14-6	同 上	14. 2. 15	同 上	同 上	昭和14年1月中に「南支派遣軍慰安所 従業員」として身分証明書並びに外国旅券発給を行った者として南支方面に内地人2、本島人3、計5の記述がある。
15-5	渡支取締に関する月報 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に関する 拓務省報告（第1巻）」	不 明	台東庁	不 明	昭和14年1月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として北支方面朝鮮人1、計1、累計1の記述がある。
15-6	同 上	不 明	同 上	不 明	昭和14年6月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計1の記述がある。
15-7	同 上	不 明	同 上	不 明	昭和14年7月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計1の記述がある。
16-3	不 明	不 明	澎湖庁	不 明	昭和14年7月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所開設及び同伴」として南支方面に内地人3、計3の記述が、「右使用人として」として南支方面に内地人13、本島人2、計15の記述がある。
19-2	渡支取締に関する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に関する 拓務省報告（第2巻）」	14. 12. 12	台南州知事	警務局長 外務部長	昭和14年11月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所」として南支方面に内地人2、朝鮮人39、計41の記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
22 -10	不 明 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係雑件 邦人渡支取締に關する 拓務省報告 (第1卷)」	不 明	高雄州	不 明	渡航目的調査表の中に、「軍慰安所就業」として上海方面に内地人1、朝鮮人4、計5、南支方面 に朝鮮人5、計5の記述がある。
23-3	渡支取締月報 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 邦人渡支取締に關する拓 務省報告 (第2卷)」	不 明	台東庁	不 明	昭和14年8月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計1の記述がある。
23-4	同 上	不 明	同 上	不 明	昭和14年9月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計1の記述がある。
23-5	同 上	不 明	同 上	不 明	昭和14年10月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に朝鮮人1、計1、累 計2の記述がある。
23-6	同 上	不 明	同 上	不 明	昭和14年11月分の渡航目的調査表の中に、「慰安所従業員」として南支方面に累計2の記述がある。
27-2	渡支事由証明書等の取寄不能と認め らるる対岸地域への渡航者の取扱に 關する件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱 (第2卷)」	15. 8. 23	高雄州知事	外事部長	広東省欽県の南支派遣軍塩田部隊及び林部隊の専属の軍慰安所経営者及び酌婦等の渡支事由証明書 等は、所属部隊長或は所轄憲兵隊長の発給する証明書により渡航させるのが實際的処理であると思 うが回答をいただきたい。 (尚、付属として上記渡航者の証明願、渡航証明願、呼寄証明願が添付されている。)
27-3	同 上	15. 9. 2	外事部長	高雄州知事	本件慰安所従業員の渡航に限り、渡支事由証明書を取り付けることなく、部隊長の発給する証明書 をもって出願させ、身許目的等調査の上、所定の証明書を発給して差し支えないことを回答する。
28 -10	邦人出国者統計表進達の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並 取締関係 暫定処理要綱 渡支邦人 暫定処理に關する統計報告 (第1卷)」	15. 6. 15	山海關副領事	外務大臣	昭和15年5月中の入国者職業別調査表の中に、「軍慰安所酒保」として廣東20、合計20の記述があ る。
28 -11	邦人渡支状況に關する件 「同 上」	15. 7. 19	同 上	同 上	昭和15年6月中の入国者職業別調査表の中に、「軍慰安所酒保」として廣東26、合計26の記述があ る。
28 -12	邦人出国者統計報告の件 「同 上」	15. 8. 14	同 上	同 上	昭和15年7月中の入国者職業別調査表の中に、「軍慰安所酒保」として廣東18、合計18の記述があ る。
28 -13	渡支邦人暫定処理に關する統計報告 方の件 「同 上」	15. 10. 3	漢口総領事	同 上	昭和15年8月中の入国者職業別調査表の中に、「軍慰安所酒保」として廣東11、澳門1、合計12の 記述がある。
28 -14	渡支邦人暫定処理に關する各種統計 報告の件 「同 上 (第3卷)」	16. 10. 9	廣東総領事	同 上	昭和16年9月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として廣東4、合計4の記述があ る。
28 -15	同 上	16. 11. 11	同 上	同 上	昭和16年10月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として廣東6、海口1、合計7の 記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
28 -16	渡支暫定処理に関する各種統計報告の件 「支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係 暫定処理要綱 渡支邦人暫定処理に関する統計報告 (第3巻)」	17.6.26	廣東総領事	外務大臣	昭和17年5月中の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として廣東4、澳門1、香港7、合計12の記述がある。
28 -17	同 上 「同 上 (第4巻)」	17.10.27	同 上	同 上	昭和17年9月分の入国者職業別調査表の中に、「軍酒保慰安所」として廣東1、香港3、合計4の記述がある。
29-7	渡支暫定処理に関する各種統計報告の件 「同 上 (第3巻)」	16.11.7	廈門総領事	同 上	昭和16年10月中の入国者職業別調査表の中に、「慰安所」として1の記述がある。
31-2	渡支暫定処理に関する各種統計報告表の送付の件	16.11.7	海口総領事代理	同 上	昭和16年10月中の入国者職業別調査表の中に、「飲食店、軍慰安所業」として計4の記述がある。
34-6	在留民職業別人口統計表進達の件 「在外本邦人職業別人口表一件 (第15巻)」	14.2.20	九江領事代理	同 上	昭和14年2月1日現在の在留民職業別人口統計表の中に、「特殊慰安所」の分類で、内地人31、朝鮮人20、計51の記述、「同就業特殊婦人」の分類で、内地人54、朝鮮人67、計 121の記述がある。
34-7	九江在留民職業別人口報告の件 「同 上」	14.3.6	同 上	同 上	昭和14年3月1日現在の在留民職業別人口統計表の中に、「特殊慰安所」の分類で、内地人37、朝鮮人30、計67の記述、「同就業特殊婦人」の分類で、内地人76、朝鮮人 123、計 199の記述がある。
34-8	九江在留民職業別人口統計表進達の件 「同 上」	14.4.15	同 上	同 上	昭和14年4月1日現在の在留民職業別人口統計表の中に、「特殊慰安所」の分類で、内地人51、朝鮮人35、計86の記述、「同就業婦人」の分類で、内地人93、朝鮮人95、計 188の記述がある。
34-9	同 上	14.5.4	同 上	同 上	昭和14年5月1日現在の在留民職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人66、朝鮮人39、計 105の記述、「特殊婦人」の分類で内地人 125、朝鮮人 104、計 229の記述がある。
34 -10	在留民職業別人口統計表進達の件 「同 上」	14.6.1	同 上	同 上	昭和14年6月1日現在の在留民職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人66、朝鮮人26、計92の記述、「特殊婦人」の分類で、内地人 125、朝鮮人99、台湾人1、合計 225の記述がある。
34 -11	在留邦人職業別人口統計表進達の件 「同 上」	14.9.9	同 上	同 上	昭和14年9月1日現在の在留邦人職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人28、朝鮮人18、計46の記述、「特殊婦人」の分類で、内地人98、朝鮮人50、台湾人1、合計 149の記述がある。
34 -12	不 明	14.9.1	九江日本領事館 警察署南昌分署	不 明	昭和14年9月1日現在の南昌居留民職業別人口統計表の中に、「特殊慰安所」の分類で、内地人8、朝鮮人50、計58の記述、「同就業特殊婦人」の分類で、内地人11、朝鮮人 100、合計 111の記述がある。
5 3	杭州在留邦人営業種別並びに投資額一覧表送付の件 「在外本邦人職業別人口表一件 (第15巻)」	14.2.24	杭州領事代理	外務大臣	昭和14年2月現在の杭州在留邦人営業種別並びに投資額一覧表の中の個人の部に、「慰安所業」を営むもの3軒に関する記述がある。
54-1	在留邦人人口統計職業別報告の件 「同 上」	14.4.4	蕪湖副領事	同 上	昭和14年4月1日現在の蕪湖在留邦人人口及職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人62、朝鮮人31、計93の記述がある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
54-2	在留邦人口統計職業別報告の件 「在外本邦人職業別人口表一件（第 15巻）」	14. 6. 2	蕪湖副領事	外務大臣	昭和14年6月1日現在の蕪湖在留邦人口及職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人63、朝鮮人24、計87の記述がある。
54-3	同 上	14. 7. 4	同 上	同 上	昭和14年7月1日現在の蕪湖在留邦人口及職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人59、朝鮮人18、計77の記述がある。
54-4	同 上	14. 8. 2	同 上	同 上	昭和14年8月1日現在の蕪湖在留邦人口及職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人43、朝鮮人33、計76の記述がある。
54-5	同 上	14. 9. 3	同 上	同 上	昭和14年9月1日現在の蕪湖在留邦人口及職業別人口統計表の中に、「慰安所」の分類で、内地人44、朝鮮人33、計77の記述がある。

[文部省関係]

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期	発出者	宛 先	記述の概要
2	座間味村史	平成元年発行			昭和19年11月頃座間味島と阿嘉島にそれぞれ7人ずつの「朝鮮人慰安婦」が送られ、彼女たちの宿泊先及び仕事場がこれらの島に割り当てられた旨の記述があった。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発 出 者	宛 先	記 述 の 概 要										
1-1	満受大日記 陸軍省 (11冊の内其5) 「北支那並満州国視察報告」	9.3	工兵第4大隊中 隊長陸軍工兵大 尉	陸軍大臣	慰安法を講ずることは最も緊要である。重大使命を果して帰営してもこれに対する物質的慰安はな く待つのは廃屋のような古兵営だけでは軍心は弛み易く荒れ易くなる。 志気振興上最も重大なる時と信じるので諸施設を完備し、指揮官は部下を把握することで軍心を倦 ましめないよう努力すべきである。										
1-2	同上「満州国及び中華民国視察報告」 (昭和9年4月14日)	9.4.14	歩兵第12連隊中 隊長陸軍歩兵大 尉	同 上	対満移民上顧慮を要すべき件の中に娯楽、慰安機関の設置があった。										
2	満受大日記 陸軍省 (11冊の内其9) 「飛行第12聯隊長に与ふる注意事 項」(昭和10年7月17日)	10.7.17	関東軍司令部	飛行第12聯隊長	衛生一般の成績は可であるが、花柳病の発生が少なくないことに鑑みこれらの防遏に一段の努力を 払い実績の向上を図ることを要する。										
3	香港の警備並に軍政実施に関する香 港占領地総督第2遣支艦隊司令長官 間協定覚書 (昭和17年5月4日)	17.5.4	香港占領地総督 陸軍中尉 第二遣支艦隊司 令長官海軍中尉	な し	管理を総督に移管する海軍警備担当地域内海軍管理一般諸施設の中に、慰安施設 海軍慰安所 (四 軒)があった。										
4	特務機関月報 第28号 (昭和17年2 月)	17.2	広東陸軍特務機 関	な し	汕頭市において、妓女検梅 150名、市立病院に於ける施診中 検梅妓女 549名。 潮安懸において、前月に引き続き娼妓の検徴を4回にわたり実施したところ61名の内合格者40名、 不合格者21名あり。										
5	共産党の我軍隊に対する思想的瓦解 工作の真相と之か防遏方策 (昭和14 年4月5日)	14.4.5	北支那方面軍司 令部	な し	軍及び高等司令部は、思想悪化の原因となるべき諸要素を除くために軍人の慰安施設を出来るだけ 良くしてやること。										
6	菅井部隊訓第1号	18.5	な し	な し	慰安婦のいない本島に於いて・・・										
7	なし (軍務日誌と思われる)	年不明 11月26日	な し	な し	軍慰安所には軍人は皆無なり。										
8	南西方面艦隊告示 (幕僚事務処理系 統表及び幕僚事務分担表) (昭和19 年12月20日)	19.12.20	南西方面艦隊司 令部	な し	幕僚事務処理系統表中の副官部の事務の一つに「慰安」があり、幕僚事務分担表中分担事項の一つ に「慰安休養施設」があった。										
9-1	衛生業務旬報	8.3.21 } 8.3.31	混成第14旅団司 令部	な し	平泉駐留部隊に対し花柳病予防上27日に次のように達した。 平泉には支那遊廓3、4件、娼婦20名が内外にいるものの不潔にして有毒者が多いので同遊廓を立 入禁止家屋とする。										
9-2	同 上	8.4.11 } 8.4.20	同 上	同 上	平泉に朝鮮人娼妓38名入り来て開業することにつき16日に検徴を実施し、将来毎週1回実施するこ ととした。第1回検査成績次の通り。 花柳病予防については芸娼妓には健康診断票を所持させて客の求めにより提示させるよう指示し、 これを兵員に周知させた。その他星秘膏「サック」の利用を厳選する他、外出者は帰宅後必ず陰部を 昇永水で洗浄させるよう指示した。 検徴成績 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">検査人員</td> <td style="text-align: center;">有毒者人員</td> <td style="text-align: center;">病 麻病</td> <td style="text-align: center;">名 梅毒</td> <td style="text-align: center;">別 その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本人芸妓</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> <td style="text-align: center;">.</td> </tr> </table>	検査人員	有毒者人員	病 麻病	名 梅毒	別 その他	日本人芸妓	1	.	.	.
検査人員	有毒者人員	病 麻病	名 梅毒	別 その他											
日本人芸妓	1	.	.	.											

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要																																																						
9-2	衛生業務旬報	8.4.11) 8.4.20	混成第14旅団司令部	な し	<table border="0"> <tr> <td>同 酌婦</td> <td>2</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>朝鮮人芸妓</td> <td>2</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>同 酌婦</td> <td>33</td> <td>4</td> <td>12.1%</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>10.5%</td> <td></td> <td>17</td> </tr> </table>	同 酌婦	2	.	.	.	1	朝鮮人芸妓	2	.	.	.	1	同 酌婦	33	4	12.1%	2	2	計	38	4	10.5%		17																														
同 酌婦	2	.	.	.	1																																																						
朝鮮人芸妓	2	.	.	.	1																																																						
同 酌婦	33	4	12.1%	2	2																																																						
計	38	4	10.5%		17																																																						
9-3	同 上	8.4.21) 8.4.30	同 上	同 上	<p>30日平泉における朝鮮人芸妓全員を警察署に集め署長立会いの上で花柳病予防及びその防疫上に関し、衛生講話をし、続いて各妓楼を署長及憲兵と共に巡視し衛生並花柳病予防施設に関して指示した。</p> <p>平泉に於いて23日に実施した第2回芸妓検微成績次の通り。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>検査人員</th> <th>有毒者人員</th> <th>病</th> <th>名</th> <th>別</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>痲疾</th> <th>梅毒</th> <th>其他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内地人芸妓</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>酌婦</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>朝鮮人芸妓</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>酌婦</td> <td>34</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>11.4%</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>44</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>11.4%</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		検査人員	有毒者人員	病	名	別				痲疾	梅毒	其他	内地人芸妓	2	—	—	—	—	酌婦	5	—	—	—	1	朝鮮人芸妓	3	—	—	—	1	酌婦	34	8	4	11.4%	4	計	44	8	4	11.4%	4						11.4%						7
	検査人員	有毒者人員	病	名	別																																																						
			痲疾	梅毒	其他																																																						
内地人芸妓	2	—	—	—	—																																																						
酌婦	5	—	—	—	1																																																						
朝鮮人芸妓	3	—	—	—	1																																																						
酌婦	34	8	4	11.4%	4																																																						
計	44	8	4	11.4%	4																																																						
					11.4%																																																						
					7																																																						
9-4	同 上	8.5.1) 8.5.10	同 上	同 上	<p>芸妓酌婦健康診断実施要領を別冊の通り制定し5月1日各隊医官に通牒し、検微に関する実施要領を示した。</p> <p>混成第14旅団芸妓酌婦健康診断実施要領（昭和8年4月28日）中</p> <ol style="list-style-type: none"> 旅団の警備区内（満鉄附属地を除く）に於いて営業する芸妓酌婦に対する健康は本要領により実施するものとする。 本健康診断は軍隊防疫上の必要により実施するものであるが、事が苟も人権に関するものなので慎重に実施することは勿論良く憲兵又は警察官と協議し遺漏がないよう期するものとする。 健康診断実施回数は憲兵又は警察官と協議の上定めるべきであるが、一般検査は毎月一回局部検（検微）は毎週一回以上検査を要するものとする。 検査日時場所等は検査医官憲兵又は警察官と協議の上定めるものとする。 検査医官は健康診断の結果疾病に罹り稼業に堪えない者又は伝染性疾病を有する者を発見した時はその旨憲兵又は警察官に通報するものとする。 検査医官は芸妓酌婦健康診断簿（別紙様式第1）を備え検査毎に所見を記入捺印し後症に資するものとする。 防疫の必要上芸妓酌婦には健康診断受検票（別紙様式第2）を各人毎に常に携帯させ客の求めにより提示させるものとする。 不健康者に対しては楼主に対し速やかに治療を受けさせるよう指導するものとする。但し、地方に適當な診療機関がない場合に於いては、関東軍地方民治療実施要領により治療を実施し防疫に資するものとする。 妓楼に於ける花柳病予防施設については、出来得るだけ完備させるよう指導するものとする。 <p>娼妓取締規則</p> <p>第2条 娼妓名簿に記録されていない者は娼妓稼業をなすことはできず、娼妓名簿は娼妓所在地所轄警察署に備えるものとする。</p> <p>娼妓名簿に登録させた者は取締上警察官署の監督を受けるものとする。</p> <p>第3条第3項 娼妓名簿登録申請者は登録前庁府県令の規定に従い健康診断を受くべきものとする。</p> <p>第9条 娼妓は庁府県令の規定に従い健康診断を受けるべし。</p> <p>第10条 警察官署の指定した医師又は病院に於て疾病に罹り稼業に堪えざる者又は伝染性疾患ある者と診断した娼妓は治癒の上健康診断を受けていなければ稼業に就くことをできない。</p>																																																						

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
9-5	衛生業務旬報	8.7.1) 8.7.10	混成第14旅団司令部	な し	支那娼妓に対して検微を実施することができれば、支那人遊廓を解禁することを可とするとの意見がまとまり、軍部に於て検微することについて治安維持会と交渉しその快諾を得たので、14日厳格な検微を実施した後16日より駐留規定を改め立入りを許可することとした。
9-6	同 上	8.7.11) 8.7.20	同 上	同 上	防疫及び衛生施設の中で、支那娼妓の検微は14日実施し爾後毎週1回実施することと定めた。成績は極めて不良で概ね30%以上の罹病者がある状況であるものの、諸種の関係で駐留規定により立入りを解禁することに決めた。 支那娼妓の罹病者の治療を満州国々境検微所医員において施療を実施することで協定実施した。
9-7	同 上	8.8.11) 8.8.20	同 上	同 上	山海関に於ける日鮮支人芸酌婦検微状況並びに妓楼の花柳病予防施設等に関して視察した結果、支那人娼妓は有毒者で常に他に比べて多数を占めるにもかかわらず治療の要求に応じず、且つ予防的施設をも行わないので有毒者は逐日増加を見つつある。一面多数の移住日鮮人娼妓により需用は充分な現況を看取し衛生部員の過少で余力に乏しい現下、支那人娼妓の検微は徒勞なるので、爾今これの廃止を可とすることを決意し、これが如何か具申をなし関係部隊には実況を通報し兵員の之れに接しない様特に注意を促した。尚前所部隊に於ても同地日鮮人芸酌婦は有毒者が多数なので、6軒中4軒に立寄禁止を命じた。
1 0	陸支受大日記(普)(昭和14年3月20日)	14.3.20	陸軍省	な し	佳木斯軍人会館娯楽場其他設備計画書 関東軍 一. 要旨 関東軍隷下××部隊が駐屯している佳木斯は一般に慰安娯楽施設に乏しく休日等の下士官外出先に於ける穩健な娯楽機関の設置が必要なので、当軍保有の恤兵金で昨年8月26日陸滿普第261号により認可された佳木斯軍人会館を建設し爾來將兵の堅実な慰安機関として充分利用されているものの尚設備の拡張を要するものである。このために來建物を借り上げ設備拡張並びに甘味品の自製販売を行うことでより一層將兵の慰恤に資せんとする。
1 1	外事警察執行要覽	不 明	内務省警保局	な し	第2章 渡支邦人暫定処理に関する件 (一) 取扱方針(昭和15年5月7日閣議決定) (二) 取扱要領 一. 日本内地及び外地より視察を目的とするものに非ずして特に支那渡航を要する一般邦人(朝鮮人、台湾籍民を含む)に対しては左記に該当する場合に限り居住地所轄警察署長に於て第1号様式の渡支身分証明書を発給する。 (イ) 慰問の為渡支しようとする者は陸軍関係にあっては聯隊区司令部又は師団司令部(經理部)を経由し陸軍省恤兵部海軍関係にあっては鎮守府、要港部又は地方海軍人事部を経由し海軍省軍務局第4課に各出願し其の承認を受け第号様式に依る証明書を下附された者。 (ウ) 本邦に於いて婦女(芸妓、酌婦、女給等)雇入の為一時帰国した支接客営業者に対して与えらるる在支帝國領事館警察署発給の証明書に雇入員数を明記した場合その員数に相当する被傭婦女。
1 2	滿支外地渡航取締例規	16.	な し	な し	(一部上記1 3の資料と内容重複) 五. 警察署長渡支身分証明書下附出願があるときは第12号様式に依る願書を徴し本人の身分、職業、渡航目的、期間、関係文書等を調査し左の通り取扱うべし。 (ヌ) 取扱要領一の(ウ)に該当する支接客営業者の本邦に於いて雇入れた婦女に対し渡支身分証明書を与えた場合は、各警察署毎に営業者の所持する在支領事館警察署発給の証明書にその発給した員数を記入し署印を押捺すること。
13-1	渡支邦人取締状況「不良分子の渡支取締方に関する件」(昭和12年8月31日)	12.8.31	な し	な し	慰問又は視察に籍口する観光者、営業を目的とする者にして基礎不確実な者、所謂支那浪人その他渡支が好ましくない者等に対しては身分証明書を発給せず似て不良者の渡航防止に努めつつある。 (2) 醜業を目的として渡航する者その他風俗に関する営業に従事することを目的として渡航する婦女の取締りに関しては別紙通牒の趣旨に依り取扱いつつある。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要
13-2	渡支邦人取締状況「支那渡航婦女の取扱に関する件」(昭和13年2月23日)	13.2.23	内務省警保局長	各庁府県長官宛	<p>最近支那各地への渡航者が増加しつつあるが、これらの中には同地に於ける料理店、飲食店、「カフェー」又は貸座敷類似の営業者と連携を有し、これらの営業に従事することを目的とする婦人が少なくない。また、内地に於いてこれら婦人の募集周旋をなす者があたかも軍当局の了解があるかのような言辞を用いる者も頻出しつつある。これら婦人の募集周旋等の取締りに適性を欠くと帝国の威信や皇軍の名誉を書するのみならず、出征兵士の遺家族に好ましからざる影響を与えるとともに、婦女売買に関する国際条約の趣旨にも反するので、今後この取扱に関しては左記に準拠することを依命通牒する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 醜業を目的とする婦人の渡航は、現在内地において娼妓その他事実上醜業を営んでいる満21才以上でかつ花柳病その他伝染性疾患がない者で、北支、中支方面に向かう者に限り、当分の間これを黙認することとし、外務次官通牒に依って身分証明書を発給すること 2. 身分証明書を発給するときは、稼業の仮契約の期間が満了した際、またはその必要がなくなった際には速やかに帰国するよう勧奨すること 3. 醜業を目的として渡航しようとする婦人は、必ず本人自ら警察署に出頭し身分証明書の発給を申請すること 4. 醜業を目的とする婦人が身分証明書の発給を申請するときは、必ず同一戸籍内の最近尊属親、尊属親がいないときは戸主の承認を得させること 5. 醜業を目的とする婦人に身分証明書を発給するときは、稼業契約その他各般の事情を調査し、婦女売買または略取誘拐等の事実がないように特に留意すること 6. 醜業を目的として渡航しようとする婦人、その他一般風俗に関する営業に従事することを目的として渡航する婦人の募集周旋等に際して、軍の了解またはこれと連絡があるかのごとき言辞、その他軍に影響を及ぼすような言辞を用いる者は、総て嚴重に取り締まること 7. 前号の目的をもって渡航する婦人の募集周旋等に際して、広告宣伝をなし、または事実を虚偽もしくは誇大に伝えるようなことは、総て嚴重に取り締まること、また、この募集周旋等に従事する者については、嚴重な調査を行い、正規の許可又は在外公館等の発行する証明書等を有さず身元の確実でない者についてはこれを認めないこと
14	御用船乗組船員の状況	12.10	警備局保安課	なし	<p>軍隊並びに軍需品の輸送に当たる御用船乗組の状況を調査したもの「娯楽、慰安施設として広島湾中にある絵之島に海員保護部を設置し・・・接客婦等を設け、御用船乗組員に限り上陸せしむる。」</p>
15	陸軍軍事警察月報(昭和20年8月4日)	20.8.4	北支那派遣軍憲兵隊司令部	なし	<p>仁第1402部隊現役衛生准尉が犬を連行して軍慰安所に至り慰安婦と口論中該犬が慰安婦及家族2、華人2に咬み付き咬傷を与えたのに何等これに対する防御策を講ぜず放任する。 警第3915部隊予備軍曹は陣地構築に服務中無断外出の上特殊慰安所に到り登楼翌朝まで遊興したが此の間酌婦の態度不良であると憤慨し該酌婦の腕時計を窃取帰隊した。</p>
16	第二次許可認可等行政事務簡捷化に関する件(昭和19年1月7日)	19.1.7	内閣書記長官	各省大臣(外務、陸軍、海軍、司法の各大臣を除く。)	<p>第二次許可認可稟議報告其他の事務簡素化事項調(昭和19年1月)</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 慰安所の必要に依り酌婦給を雇入れの場合(根拠法令) 昭和16年12月16日厚生省役職第186厚生次官より各地方長官宛通牒(簡素化事項) 県内に限り稟議を要せず 厚生報告例中廃止する適当と認める例の中に ○娼妓健康診断 ○娼妓病院 ○花柳病診療所 があった。

	文書件名 「簿冊の表題」	時 期 (年月日)	発出者	宛 先	記 述 の 概 要					
17	満州事変陸軍衛生史(第4巻)(昭和10年8月1日)	8.7 8.6 7.7.2	陸軍省	な し	<p>混成第14旅団「衛生委員会規程」 十. 14. 芸娼妓の検徴を励行すると共に私娼の取締を厳にすること 混成第14旅団における衛生材料の交付状況表 サック 計15,528個 同旅団歩兵第27連隊第1大隊 保険防疫用衛生材料分配使用上の注意</p> <table border="1"> <tr> <td>サック</td> <td rowspan="2">花柳病予防</td> <td>1人に2箇の割合</td> </tr> <tr> <td>星秘膏</td> <td>1人に3箇の割合</td> </tr> </table>	サック	花柳病予防	1人に2箇の割合	星秘膏	1人に3箇の割合
サック	花柳病予防	1人に2箇の割合								
星秘膏		1人に3箇の割合								
18	恤兵金の処分に関する件(昭和7年7月18日)	7.7.18	海軍大臣 陸軍大臣	内閣総理大臣	恤兵金使用一覧表(其の5)現金配給の部(自5月12日至6月30日迄に於ける支出調)慰問金(慰問品費を含む)の送付先、金額を示す表中の摘要欄 慰安施設の為現金にて直送したるもの					
19	行政事務の整理簡捷化及中央官庁の権限の地方委譲等に関する件(昭和18年12月14日)	18.12.14	各省大臣	内閣総理大臣	<p>首題の件に関し関係各庁及地方行政協議会長より夫々別冊の通意見の提出があったところ右のうち◎印のものは至急実施することが適当と認められるので各庁は速やかに実施の措置をとること 追て右実施を為すべきものの種類別件数は別表の通 厚生省関係事項 ◎一. 軍慰安所に於ける酌婦女給の雇入就職の認可についての厚生大臣への稟伺(労務調整令に依るもの) 稟伺はこれを廃止し地方長官限りにて為さしむるものとす。</p>					
20	朝鮮総督府部内臨時職員設置制中を改正す(昭和19年7月12日)	19.7.12	内務大臣	内閣総理大臣	<p>経済統制に伴う警察事務に従事する者の増員説明 半島に於ける民衆は民度低き為に戦時下に於ける労務の重要性に対する認識なお浅く勤労報國隊の出勤をも甚しく徴用なりと為し一般労務募集に対しても忌避逃亡し或は不正暴行の挙に出ずるものあるのみならず未婚女子の徴用は必至にして中にはこれらを慰安婦となすが如き荒唐無稽なる流言巷間に伝わり此等悪質なる流言と相俟って労務事情は今後益々困難に赴くものと予想される。こうして労務の緊迫化に伴い更に第1次及第2次の現員徴用を実施し更に第3次徴用も目下計画中であるが朝鮮内外に於ける労務者の供給確保の為に労務動員手段の強化、労務者移動防止稼働率の向上は必至にしてこの成果を發揚する為には 1. 国民徴用令、労務調整令違反の絶滅 2. 労務に関する悪質流言の取締 3. 対象工場、鉱山、事業場に於ける労務者の就労確保(移動防止、稼働率向上、労務斡旋等)の援助 4. 本府斡旋労務者の供出に対する協力 5. 日傭労務者統制機構(労務報公会)の指導 6. 生産増強賃金対策の維持(賃金統制令違反取締) 等警察力を以て指導取締を強化すると共に濃厚なる協力援助とを必要とす。</p>					
21	総動員計画関係書類(三)ノ2 附国家総動員計画関係書類(昭和13年5月11日)	13.5.11	企画院	な し	<p>六 花柳病の予防 イ. 軍隊と関係深き重要地に於いて業態上花柳病伝播の虞ある職業に従事する者の検診治療の徹底を期するため市その他公共団体の診療所の設置を命じ之に対し助成を為さんとす。 予算 343,654円 ロ. 応召軍人にして除隊の際将来花柳病再発の虞ある者は軍当局に於いて居住地市町村長に対しこれを通知し無料にて完全に治療せしむ。 予算 200,000円</p>					

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要
10- IR- 25	尋問調書 (Interrogation Report) No. 25		ラバウル	日本人捕虜の供述	ラバウルには2つの慰安所があり、朝鮮人と日本人を合わせて約100人くらいの女性がいた。
10- IR- 30	尋問調書No. 30		ベラーワン (インドネシア ・スマトラ島)	日本人捕虜の供述	ベラーワン (Belawan) には陸軍公認の慰安所が1軒あり、現地女性2名と6名の中国人が働いていた。性病に対しては厳重な予防策が執られていた。
10- IR- 34	尋問調書No. 34		上海	日本人捕虜の供述	上海においては、朝鮮人慰安婦のいる軍公認の慰安所があった。近くミンダナオに1軒慰安所が設置されるという噂を耳にしたことがある。
10- IR- 37	尋問調書No. 37	1943. 2. 23.		日本人捕虜 (非軍人) の供述	部隊が大挙して駐屯した場所には、陸軍と海軍の双方によって直ちに慰安所が設けられた。通常、朝鮮人と中国人の女性が雇われたが、時折現地女性も混じっていた。営業利益は当該軍隊 (Services) に入った。
10- IR- 46	尋問調書No. 46		マニラ、ダヴァオ	日本人捕虜の供述	マニラとダヴァオに慰安所があり、朝鮮人女性がいた。これらの慰安所は陸軍によって公認されていたが、営業利益は経営者に入っていたと思う。
10- IR- 48	尋問調書No. 48	1943. 4. 7.		日本人捕虜 (軍人) の供述	慰安所は陸軍内に設置され、そこにいた女性のほとんどは日本人と朝鮮人であった。
10- IR- 50	尋問調書No. 50	1943. 4. 9.	ラバウル	日本人捕虜 (医務担当) の供述	ラバウルの慰安所は軍隊の管理下にあり、日本人女性が働いていた。
10- IR- 52	尋問調書No. 52	1943. 4. 13.	仏領インドシナ 中国、ラバウル	日本人捕虜 (非軍人) の供述	慰安所は陸軍により仏領インドシナ (日本人女性)、中国 (日本人女性及び中国人女性)、ラバウル (女性の国籍は不明) に設置されていた。
10- IR- 53	尋問調書No. 53	1943. 4. 13.		日本人捕虜 (軍人) の供述	陸軍は中国人、朝鮮人、台湾人及び日本人女性のいる慰安所を設置していたが、現地人女性はいなかった。
10- IR- 57	尋問調書No. 57		ラバウル	日本人捕虜の供述	ラバウルには約20の慰安所があり、5つはココポ (Kokopo) 地域にあり、他は街中にあった。これらの慰安所は主として将校によって利用され、兵卒はめったに入れなかった。値段は将校5円、兵卒1円であった。
10- IR- 78	尋問調書No. 78		ラバウル	日本人捕虜の供述	ラバウルには20歳から25歳の日本人女性がいる海軍慰安所があり、これらの女性は皆、日本から来た商売女であったと聞いている。
10- IR- 104	尋問調書No. 104	1943. 6. 27.		日本人捕虜 (食糧担当) の供述	陸軍によって複数の慰安所が設けられたが、兵隊2千人に女性1人の割合だったので、将校だけしか利用できなかった。

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要																															
10- IR- 573	尋問調書No. 573		マニラ	日本人捕虜の供述	マニラの慰安所のうち幾つかは陸軍の管理下にあった。そこでは値段は2～3円であり、慰安婦は日本人及び朝鮮人であった。																															
10- B- 1483	時報(Bulletin) No. 1483	1944. 10. 5.	ダリャオ(フィリピン)	日本人将校の日記(1942. 6. 9. 付)	南シナを出発して以来初めて、我々は着物を着てパラソルを持った日本人女性を見た。我々にとってこれに勝る欲びがあるだろうか。彼女らは陸軍の慰安婦として、我々より一足早くこの地に上陸していたのである。																															
10- CT- 100	時事翻訳(Current Translations)		ラバウル	ラバウルの海軍慰安所に関する注意事項	<p>ラバウルの海軍慰安所に関する注意事項</p> <p>I 海軍慰安所(特殊倉庫)は次のとおり</p> <p>a. 東らしゅん荘、たけいし、北らしゅん荘</p> <p>b. 第1ときわ荘、第2ときわ荘、第3ときわ荘</p> <p>II 営業時間</p> <p>たけいしと第2ときわ荘は8時より18時まで(但し 半任階級の軍人は翌朝6時までの宿泊可)</p> <p>III 料金</p> <table border="1" data-bbox="1137 598 2083 837"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">30分</th> <th colspan="2">1時間</th> <th colspan="2">22時より翌朝6時までの宿泊</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>日本人</th> <th>朝鮮人</th> <th>日本人</th> <th>朝鮮人</th> <th>日本人</th> <th>朝鮮人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">たけいし、 第2ときわ荘</td> <td>下士官、軍人</td> <td>2.50</td> <td>2.00</td> <td>4.00</td> <td>3.50</td> <td>10.00</td> <td>10.00</td> </tr> <tr> <td>水夫</td> <td>2.00</td> <td>1.50</td> <td>3.50</td> <td>3.00</td> <td>----</td> <td>----</td> </tr> </tbody> </table> <p>IV 特殊倉庫の中での飲酒は禁止する</p> <p>V 利用希望者は窓口で切符を買い、それを女性の持つ「B」券と交換すること</p> <p>VI 女性はコンドームを使用しない者との行為を拒否できる</p> <p>VII 男性は各自コンドームを持参しなければならない</p> <p>VIII 特殊倉庫に入る際、下士官と水夫は制服を着用すること</p> <p>IX 女性によって上記規則のいずれかの違反がなされた場合は、営業する権利を失う</p>			30分		1時間		22時より翌朝6時までの宿泊				日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	たけいし、 第2ときわ荘	下士官、軍人	2.50	2.00	4.00	3.50	10.00	10.00	水夫	2.00	1.50	3.50	3.00	----	----
		30分		1時間		22時より翌朝6時までの宿泊																														
		日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人																													
たけいし、 第2ときわ荘	下士官、軍人	2.50	2.00	4.00	3.50	10.00	10.00																													
	水夫	2.00	1.50	3.50	3.00	----	----																													

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要
10-RR-120 (1)	調査報告書(Research Report)	1945. 11. 15		連合軍内部で作成した調査報告書	<p>日本軍における娯楽 II-9. 慰安所</p> <p>a. 規則 (1) マニラ (a) 1943. 2. 軍発行の「軍公認の食堂及び慰安所に関する規則」より</p> <p>5. 軍公認の食堂または慰安所を経営しようとする者は下記の文書をマニラ軍当局に提出しなければならない。経営者は営業経験のある日本人に限る。</p> <p>a. 開業許可申請書：3部 b. 営業計画書：3部 c. 宣誓供述書：3部 d. 履歴書：3部</p> <p>6. 開業を許可された者は営業に必要な雇員一覧表（3部）、各雇員の履歴書（1部）、慰安婦（芸者、酌婦）申請書（3部）をマニラ軍当局に提出すること。右手続きが完了し、営業地の視察並びに雇員の身体検査が終了して初めて開業が許可される。</p> <p>7. 雇員の変更を希望する場合は軍当局の許可を得ること。従って、離任を希望する慰安婦は申請書を提出しなければならない。慰安婦の配置換えを希望する際も申請書を提出しなければならない。</p> <p>8. 慰安婦の増員を希望する経営者は軍当局に通知すること。身体検査の日時を追って通知する。身体検査終了後、診断書、履歴書、身分証明書を軍当局に通知すること。許可前に慰安所内に立ち入ることを禁ずる。</p> <p>9. 軍公認の食堂または慰安所として使用される建物は軍当局の認可を受けなければならない。規則を遵守できない経営者は強制退去させる。建物の修繕が必要な場合には必ず事前に届け出ること。</p> <p>10. 慰安婦は、原則として契約期間の終了後も再雇用してよい（但し右は少なくとも1年以上海外にいた者には適用しない）。雇用の継続を希望する者は軍当局に申請し許可を得ること。</p> <p>11. 軍当局は、原則として未成年者を芸者もしくは酌婦として雇用することを禁ずる。但し一定の条件により未成年者をメイドとして雇用することを許可する場合がある。未成年者の雇用には軍当局の許可を必要とする。</p> <p>13. 営業時間は午前0時まで（食堂については午後11時まで）とする。</p> <p>(b) マニラ陸軍発着所で押収された軍命令草案・会報集（1944. 8. 14. ～1944. 10. 14. ）より</p> <p>1. 経営者は診療所より健康証明書及びサックを常備すること 2. 料金は次のとおり。タイム・カード、40分。兵卒、1.50円。下士官、2.50円。軍属、4.00円。 3. 利用日時 a. 曜日 水曜日 司令部の下士官以上、第1～第4行政部隊の半数 日曜日 作業部隊の下士官以上、第5～第8行政部隊の半数 b. 時間 兵卒 12:00 から17:00 まで 下士官 12:00 から17:00 まで</p> <p>4. 下記規定を遵守すべし。 a. 軍の威厳を保つこと。軍の機密保持を常に念頭に置くこと。 b. 暴力行為、酒酔い、雇員に対する不当な要求を禁ずる。 c. 慰安所内での飲食を禁ずる。 d. 処方溶液による消毒措置を行うこと。</p> <p>5. 上記規則を犯した者は以後慰安所への出入りを禁ずる。</p> <p>(2) 南部地域。南部指令部（おそらく上海地域）発行の軍慰安所関係の諸期則 (a) 南部軍兵舎特別慰安所に関する規則 1. 本規則は南部軍兵舎の開設された慰安所に適用する。 2. 軍人、軍属及び特に許可された者以外の者、中毒により暴行をはたらく者、他人に迷惑または危害を及ぼす者は厳に出入りを禁ずる。 3. 慰安所内で宴会を催すこと、また飲食物の持ち込みを禁ずる。 4. 兵舎指揮官の認めた軍人以外による慰安所の視察を禁ずる。</p>

(承前)

5. 料金表

階級	時間	料金		
		日本人	朝鮮人	中国人
将校	1時間	3.00	3.00	2.50
	宿泊 午前0時から	10.00	10.00	7.50
	午後10時から	15.00	15.00	10.00
下士官	1時間	2.50	2.50	2.00
	30分	1.50	1.50	1.00
非軍人	1時間	2.00	2.00	1.50
	30分	1.50	1.50	1.00

備考
1. 宿泊は午後10時より翌朝6時まで
2. 1時間を超えた場合は超過分につき1時間分の料金を課す

6. 営業時間は次のとおり。 非軍人 10時より16時まで
下士官 16時10分より18時40分まで
7. 営業日 日曜日：司令部及びその直属部隊
月曜日：第1大隊、第4野戦病院
火曜日：第2大隊及びその他の部隊
水曜日：司令部及びその直属部隊、第3大隊
木曜日：第1部隊（但し午前は身体検査終了後）
金曜日：第2大隊、第4野戦病院
土曜日：第3大隊
8. 下士官、非軍人の宿泊利用は禁止する。
9. 第1木曜日は定休日とする。
10~12. 毎週木曜日の午前、軍医による性病検査を行う。
13~14. 慰安婦は身分証明書を携帯すること。身分証明のない慰安婦は営業を禁ずる。
15. コンドームを常に使用すること。使用しない者が発見された場合には、経営者、慰安婦ともに厳しく罰する。
- (b) 特別慰安所経営規定
1. ~2. 規定に反して働いた者は、業務停止あるいは業務禁止とする。
 3. ~4. 毎週木曜日午前、慰安婦は性病の検査を受けること。経営者及びその家族も月2回検査を受けること。検査の結果、「不適」と認められた慰安婦については、許可が出るまで他者との接触を禁ずる。
 5. 経営者はコンドーム、ワセリン、寝具、たん壺、料金表等を備える。
 6. 飲食物の販売を禁ずる。
 7. (消毒等衛生上の配慮)
 8. ~9. 売上げは経営者と慰安婦との折半とする。慰安婦の光熱費、寝具等の費用は経営者負担とするが、衣服、化粧品等の代金は慰安婦負担とする。ただし営業中に病気になった場合の治療費は両者折半とする。
 10. 経営者は毎週土曜日に営業報告を提出する。

(3) タクロバン

- 「タクロバン慰安所規定」から抜粋
1. ~2. フィリピン人慰安婦を擁する特別慰安所に関する規定をここに定める。
 3. ~5. 司令官が慰安所を管理・監督し、日本人経営者に経営させる。軍医が衛生面について管理・監督する。慰安所の使用は軍人・軍属に限る。
 6. 経営者は、寝具を清潔にすること、飲食物の販売の禁止、病気の慰安婦の勤労禁止等の措置を遵守すること。
 7. 利用者は、私服の着用、飲酒しての入所禁止、飲食物の持ち込み禁止、軍用による前払い等の規則を遵守すること。
 8. ~10. (営業時間、階級別の利用時間等につき規定)

(承前)

(4)ブラウエン (タクロバン司令部管内)

「慰安所規定」(1944. 8.)から抜粋

1. ~3. 当慰安所の利用は軍人、軍属に限る。当慰安所は、タクロバン戦区航空司令官が監督する。
4. ~6. (階級、部隊別に料金、利用日・時間帯を規定)
7. 利用者は、軍事機密に関する注意、飲食の禁止、消毒の励行等の規則を遵守すること。

(5)ラバウル

「ラバウルにおける海軍慰安所に関する注意事項」(15対空防衛部隊所有)から抜粋

1. ~3. (海軍慰安所として6件。営業時間、料金を規定。)
4. ~9. 飲酒を禁ずる。利用者はコンドームを使用すること。等

b. ビルマ

(1)1944. 8. 10.、妻及び20名の慰安婦とともに捕虜となった民間人慰安所経営者の証言

・ソウルで食堂を営んでいたが、経営に行き詰まり、陸軍司令部からの誘いに応じて、慰安婦をビルマに連れていく許可を軍に申請した。

1名当たり 300円から1000円を家族に払い、22名の朝鮮人女性を買った。陸軍司令部は輸送、配給等についての便宜を図ってくれるよう全ての軍司令部に対し要請する旨の書簡を發出してくれた。

703人の他の朝鮮人、90人の日本人とともに1942. 7. 10.、釜山から出航し8. 20. ラングーンに到着した。ラングーンで20~30名のグループに分けられ、ビルマ各地に配置された。

・ミートキーナでは自分のを入れて全部で3つの慰安所があり、63名の慰安婦がいた。3か所にはそれぞれ22人の朝鮮人女性、29人の朝鮮人女性、21人の中国人女性(カントンで買われた)がいた。

・慰安婦は売上げの半分を受領し、自由な通行、食料の支給、医療関係費用無料という条件で雇用されていた。家族への前渡金及び利息を弁済すれば、自由に朝鮮に帰ることができた。しかし、戦況の影響で自分の慰安所にいた慰安婦は誰も帰国を許されなかった。1943年6月に15の陸軍司令部は弁済の済んだ慰安婦を帰国させる手配をしたが、条件を満たして帰国を希望していた1人の慰安婦は説得されて引き続き現地に留まった。

・自分の慰安所では、慰安婦の平均収入は月当たり 300円~1500円であったが、規則で最低月 150円は経営者に収めることになっていた。

・慰安所は 114歩兵連隊の監督下にあり、通常2名の兵士が利用者の監視のため派遣されてきていた。憲兵も1名慰安所を警備していた。1日の慰安所の利用者数は、兵士・下士官が80~90名、士官が10~15名であった。慰安所内では酒類は自由に販売されていたが、泥酔者が出ないように憲兵が監視していた。

・1944. 7. 31. の夜中に、63名の慰安婦及び経営者がMYITKYINA からの避難を開始した。10隻の小船でイラワジ川を渡った。20名の中国人慰安婦はジャングルに残され、中国軍の手に委ねられた。8. 10に捕らえられたが、63名中4名は途中で死亡し、2名は日本軍兵士と誤認されて射殺されていた。

(2)~(5)ビルマ地域各部隊の日本兵捕虜の証言

・個々の師団には5~6の慰安所があり、日本人及び朝鮮人の慰安婦がいた。

・兵隊の娯楽のため慰問団がいたが、ラングーンまでしか来なかった。AKYAB には朝鮮人と日本人の慰安婦がおり、何人かはHPARABYIN、更にはALBCHANGYAW まで連れて来られた。

c. スマトラ

捕虜(1942. 11. 11. PAPAKI橋の近くで捕らえられた)の証言

・BELAWAN に軍の慰安所があり、NARUMONDA から連れてきた現地人女性2名と中国人女性6名がいた。

d. 南西太平洋地域

捕虜(6名)の証言及び日記

・ラバウルには2つの慰安所があり、朝鮮人及び日本人の慰安婦が合計で約 100名いた。

・軍が慰安所を提供していたが、兵士2000人に対し1人の女性しかいなかった。

・ラバウルには約20、ココボ地域には5の慰安所があった。女性は全て日本人、主たる慰安所は将校が管理しており、一般の人はめったに入れなかった。

・ラバウルの慰安婦たちは、爆撃を避けるため、軍人たちより数カ月早く送り帰された。

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要
10-RR-120(2)	調査報告書(Research Report)	1945. 2. 16.		連合軍内部で作成した報告書	<p>「日本軍における娯楽」 II-9. 慰安所 民間人捕虜(1942. 12. 10. GONA で捕らえられる)の証言 「日本軍が大規模に駐屯する場合には、即座に慰安所が設置された。朝鮮人、中国人の女性が雇用されたが、現地人女性が雇用されることもあった。」</p> <p>a. ビルマ 捕虜4名の証言 ・各部隊には5～6の慰安所が設けられていた。朝鮮人及び日本人の慰安婦がいた。1時間当たりの料金は将校が5円、兵卒が4円、軍属が3円であった。避妊具の使用が義務づけられており、慰安婦は定期的に検診を受けていた。 ・日曜日は自分の休日であったので、しばしば慰安所に通った。将校は週日いつでも慰安所に行くことができたが、彼らには専用の慰安所があり、そこには恐らく日本人慰安婦がいたのだと思う。 (10-RR-120(1)と証言に重複あり)</p> <p>b. スマトラ 捕虜1名の証言 (10-RR-120(1)と同一の証言)</p> <p>c. 南西太平洋地域 (10-RR-120(1)と同一の証言)</p>

連合軍東南アジア翻訳・尋問センター (SEATIC) 関係文書

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要
SEA-116	SEATIC時報No. 116	1945. 3. 31.	ビルマ	日本人捕虜(軍曹)の供述調書	マンダレー～ミチナー鉄道沿線においては、鉄道に沿った日本軍駐屯地のほとんど全てに慰安所があり、通常朝鮮人と中国人の慰安婦がいた。
SEA-131	SEATIC時報No. 131	1945. 4. 28.	ビルマ	日本人捕虜(砲手)の供述調書	メイミョには何人かの慰安婦がいたが、自分は彼女たちに会う機会はなかった。慰安所の利用料金は3円50銭ないしは5円だった。
SEA-182	SEATIC時報No. 182	1945. 7. 6.	マレーシア	マレーシアにおける現地人の供述	日本軍人が、若い娘を得ようとして中国人の家に押し入っていくところを見たことがある。クアラ・ルンプールでは、友人の中国人が自宅から退去させられ、その住宅は軍人のための食堂に改造された。有益な目的のために使われるのならまだしも、食堂や慰安所に(自分たちの家が)改造されるのはたまらない、と多くの中国人が言っている。
SEA-186	SEATIC時報No. 186	1945. 7. 12.	ビルマ	日本人捕虜の供述	MEIKTILAには5軒の売春宿があったが、自分が行ったことがないので、慰安婦のことについては何も知らない。
SEA-197	SEATIC時報No. 197	1945. 7. 26.	タイ	日本人捕虜2名の尋問に基づくバンポン(Ban Pong)の日本軍駐屯地の地図	[地図中に慰安所(Comfort House)の記載がある。]

A T I S (連合軍翻訳通訳部局) 関係文書

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要
IR-24	尋問調書No. 24		ラバウル	日本人捕虜の証言	ラバウルで、日本人と朝鮮人双方の慰安婦を見たことがある。
IR-27	尋問調書No. 27		ラバウル	日本人捕虜(軍属)の証言	ラバウルには、日本人女性と朝鮮人女性のいる慰安所があった。
IR-28	尋問調書No. 28	1943. 1. 30.	マニラ	日本人捕虜(軍属)の証言	慰安所の女性は検診を受けているので、軍人で罹病する者はそう多くない。慰安所は軍に管理されており、主要都市には大抵ある。自分はマニラで1軒行っただけである。ダヴァオやラバウルにも慰安所があると聞いている。
IR-31	尋問調書No. 31	1943. 2. 1.	ダヴァオ	日本人捕虜(軍属)の証言	慰安所は軍の内部に設置された。ダヴァオの慰安所には、朝鮮人、台湾人及び現地人の慰安婦がいた。
IR-60	尋問調書No. 60	1943. 4. 17.	ラバウル	日本人捕虜(軍属)の証言	陸戦の作戦地域における慰安所は、陸軍が開設し管理した。ラバウルの慰安所で雇用されていた慰安婦の詳細については自分は知らない。
IR-63	尋問調書No. 63		ラバウル	日本人捕虜の証言	ラバウルには慰安所があると聞いており、陸上勤務部隊の指揮下民間人が経営にあたっているのだと思う。慰安婦はplayed outの日本人女性である。

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要
IR-67	尋問調書No. 67	1943. 4. 30.	ラバウル	捕虜（中国人軍属）の証言	ラバウルでは、中国人は慰安所への出入りを禁止されていた。慰安所は軍によって維持されており、慰安婦は朝鮮人であった。
IR-94	尋問調書No. 94	1943. 6. 15.		日本人捕虜（軍医）の証言	軍が慰安所を経営したということは断じてなく、民間人が経営していたのを監視していた程度である。このような監視は戦闘中に行われたが、敵対行為が終了すると即座に中止された。
F-28	尋問調書			日本人捕虜の証言	ラバウルには3つの慰安所があり、総計約10名の慰安婦がいる。慰安所を営業するためには軍の許可を得なければならない。慰安所建物は軍が経営者に貸し出す形になる。慰安婦（中国人、朝鮮人、インドネシア人）の年齢は約20歳から約25歳までとなっている。彼女たちが政府によって派遣されたとは思えないが、占領前から当地に来ていた。慰安婦は毎週軍医によって検査を受けていた。慰安所の利用料金は地域によって異なるが、平均およそ2.50円くらいである。料金は約1時間の滞在、茶、茶菓子、浴室の使用、性病予防措置を含んだものである。避妊具（サック）の着用が義務づけられていたが、軍に備え付けのものはなかった。ビール、酒類、食べ物は慰安所内で途方もない高額で売られている。兵士は時々身体検査を受けていたが、性病の検査はなかった。しかし、もし性病に感染した場合は、全治するまで入院させられた。性病にかかったことを報告しないことに対する罰則は軽かったが、当該兵士の昇進に若干影響を及ぼすこととなる。現地人女性との性的接触は軍法により禁じられていた。

	文書件名	時 期 (年月日)	地 名	内 容	記 述 の 概 要
OWI-49	心理戦チーム報告書No. 49	1944. 10. 1.	ビルマ	20名の朝鮮人慰安婦及び慰安所経営者2名への尋問結果(於: ミートキーナ)を基に作成した報告書	<p>序文: 従軍慰安婦 (comfort girls) とは日本軍に特有の語で、軍人の用に付すため軍に属せられた売春婦のことをいう。ここでの記述はビルマの朝鮮人従軍慰安婦に関するものである。日本軍は1942年にこのような朝鮮人慰安婦を、703人ほどビルマに向けて出航させたともいわれている。</p> <p>募集: 1942年5月、日本人の業者が朝鮮半島に赴き、東南アジアにおける「軍慰安業務」のためとして女性を募集した。高収入、家族の借金返済のための好機、軽労働等の宣伝に応じて多くの女子が勤務に応募し、2~300円の前払報酬を受領した。彼女たちの大半は無知、無学の者であった。自ら署名した契約により、前借金の額に応じ半年から1年間の仕事に従事させられた。このような方法で約800名の女子が募集された。彼女らは1942. 8. 20. ころラングーンに経営者とともに上陸した。彼女らは8~22名からのグループに分けられ、ビルマ各地域の日本陸軍駐屯地近くの町々に送られた。最終的には4つのグループがミートキーナ周辺に配された。</p> <p>慰安婦の特性: 慰安婦の平均年齢は25歳ほどであり、無学で子供っぽく、気まぐれでわがままであった。彼女らは自分の職業は嫌いだと主張し、その職業や家族について語ることを好まなかった。アメリカ兵から親切な取り扱いを受けたため、彼女らは、アメリカ兵は日本兵よりも情があると感じた。彼女らは、中国兵、インド兵を恐れていた。</p> <p>生活及び労働条件: ミートキーナにおいては、通常2階建ての大きな建物に住んでおり、一人一部屋を与えられていた。そこで彼女らは生活し、眠り、仕事をしていた。食事は経営者が用意したものであった。食事や生活用品はそれほど切り詰められていたわけではなく、彼女らは金を多く持っていたので、欲しいものを買うことが出来た。兵士からの贈り物に加えて、衣服、靴、煙草、化粧品を買うことが出来た。</p> <p>ビルマにいる間、彼女らは将兵とともにスポーツをして楽しんだりピクニックや娯楽、夕食会に参加した。彼女らは蓄音機を持っており、町に買い物にでることを許されていた。</p> <p>料金: 彼女らが業務を行う条件は陸軍によって規制されていた。陸軍は、混雑の激しい地域においては、特定の場所に展開している様々な部隊のために、料金、優先順位、日程割を設定することが必要であると考えていた。(階級別に利用時間、料金を表示) 将校は20円で宿泊が許されていた。</p> <p>日程割: 陸軍は門限に非常に厳しかったので、兵士が女性に会えないまま帰らなければならない場合が多かった。この問題を解決するため、陸軍は曜日毎に慰安所を利用できる部隊を割り当てた。(メイミョーの慰安所について、曜日毎の利用部隊名を列挙)。将校は毎晩慰安所を利用することができた。兵士たちは入口で料金を払い、左側に料金が記され右側に慰安所の名前が記された2インチ四方のカードを受け取る。慰安婦は客を断る特権を与えられていた。</p> <p>収入及び生活条件: 慰安所経営者は、契約時の負債額に応じて、慰安婦の売上げの50乃至60パーセントを受け取っていた。多くの経営者は、食糧その他の品物に高価格を課すことによって、慰安婦の生活を困窮させていた。1943年後半、陸軍は、負債の弁済を終えた何人かの慰安婦は帰国して良い旨の命令を出した。これにより帰国を許された慰安婦がいた。</p> <p>慰安婦の健康状態は良好であった。彼女らは避妊具が十分に与えられており、兵隊たちもしばしば軍支給の避妊具を自ら持参した。日本人の軍医が週に1度慰安所を訪れ、罹病した慰安婦は治療、隔離し、入院させることもあった。</p> <p>日本兵士への対応: 日本の将兵との関係において、尋問調書の中で言及されているのはA大佐及びB少将の2名の名前のみである。この2人は極めて対照的であった。前者は厳しく利己的で、部下に対して思いやりがなく、周囲に嫌悪感を感じさせる人物であった。後者は好人物で、親切、部下に対して最大限の配慮をしていた。</p> <p>兵士たちの対応: 大抵の日本人兵士は、慰安所において他人に見とがめられるのを嫌っており、満員時に列を作って順番を待たなければならないことを恥ずかしがる傾向があった。他方、結婚を申し込むケースが多くあり、現実に結婚に至ったケースもあった。</p> <p>最も質が悪いのは、酔っていて、翌日前線に向けて出発する兵士であった。彼らはいくら泥酔していても軍事事項や機密を口にする事はなかった。慰安婦たちが軍事に関することを話そうとしても、女性らしくない話題であるとして吐った。</p> <p>軍事的状況への対応: 慰安婦らは軍事的状況についてはほとんど知らない模様である。ただし、「ミートキーナへの最初の攻撃に際し、200名の日本人兵士が戦死し、残りの200名ほどで町を守らなければならなくなった」等の証言がある。連合軍の爆撃のため、慰安婦らは捕らえられる直前の日々は</p>

ほとんど壕の中で過ごした。1～2名の慰安婦はそこでも仕事を続けた。慰安所は爆撃に遭い、何人かの慰安婦は負傷、若しくは死亡した。

退却、捕虜：彼女らの退却と捕獲の経緯は詳細不明であるが、いくつかの報告によれば恐らく次のとおり。7月31日夜半に、3つの慰安所の慰安婦、経営者家族、手伝い人計63名のグループが小舟でイラワジ川を渡った。彼らはWaingmaw近くに着岸したらしく、そこに8月4日まで留まった。そこから兵士たちのたどった小道を辿って行ったが、8月7日に敵軍との小競り合いがあり、グループは分裂した。慰安婦らは兵隊からは3時間遅れでついて来るように指示されたが、川の岸辺で兵士の姿もなく、川を渡る手だてもなくなり、近くの民家で8月10日まで過ごした。そこで英国人に率いられたKachin（カチン族）兵に捕らえられた。

宣伝：慰安婦らは、反日本軍を訴える宣伝についてはほとんど見聞したことがなかった。

要望：慰安婦らは、慰安婦が捕らえられた旨を記すパンフレットを使用すると他の慰安婦の生命に係わるのでやめてくれと要望している。

〔別添〕（本報告書内の情報を得るために尋問した20名の朝鮮人慰安婦、2名の日本民間人の氏名、年齢、住所の一覧表）

写真資料

	件名	時期 (年月日)	地名	内容	記述の概要
262580		1944. 8. 14.	ビルマ	米軍による写真	ミートキーナ付近で捕虜となった朝鮮人慰安婦たちの写真
247386		1944. 9. 8.	中国	同上	中国のSung Shan で捕らえられた朝鮮人慰安婦を米軍兵士が尋問しているところの写真
262578		1944. 8. 3	ビルマ	同上	ミートキーナで捕らえられた日本人慰安婦を米軍兵士が尋問しているところの写真
262579		1944. 8. 14.	ビルマ	同上	ミートキーナ付近で捕虜となった慰安婦たちの写真